

# ドーピング防止に関する大切なお知らせと注意点

令和5年11月  
(公社)日本パワーリフティング協会  
アンチ・ドーピング委員会  
委員長 鈴木 光

日本パワーリフティング協会(以下JPAと略す)においては、平成27年度と平成30年度の2度にわたり男子選手のドーピング陽性事例が発生し、誠に残念なことに、当該選手の大会成績の抹消と4年間の資格停止等の厳しい処分が決定しています。

JPAは、発足以来、アンチ・ドーピングの啓発・推進に努めてきましたが、新たに、アンチ・ドーピング規則違反者を出したことは極めて重大事と認識し、改めて、平成30年6月20日付「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」に従い、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めて参ります。

アンチ・ドーピング規則違反は、選手本人のみならず、周囲の選手やJPAの名誉を大きく傷つけ、社会的な信頼を失うこととなります。今後、選手一人一人においても、ドーピング行為は重大なコンプライアンス違反であるとの認識を持ち、確信的ドーピングの廃絶はもちろんのこと、「市販薬、医療用医薬品にドーピング禁止物質が含まれていることは稀ではない」と心得て、不注意によるうっかりドーピングも絶無にする心構えが必要です。ついては、アンチ・ドーピング規則違反の根絶に向けて、以下の4点を徹底していただくようお願い致します。

## 1. サプリメントの注意点

サプリメントには表示されていない禁止物質が混入されている可能性があります。禁止物質が混入されていないことを自主的に検査されているメーカーのサプリメントへの変更を推奨します。

## 2. 医療用医薬品(処方薬)の注意点

医師の処方薬であっても禁止物質があります。受診時に「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」の最新版を提示し、医師とよく話し合いの上、処方薬を決定してもらって下さい。合理的な医学的根拠がある場合、TUEを申請し、承認されることにより禁止物質であっても使用可能となります。TUEが認められるのは、医師からの処方薬(漢方薬は除きます)のみですので、該当する方は医師と相談して、TUEの申請を検討して下さい。

## 3. 薬局、ドラッグストアでの市販薬購入時の注意点

薬局には薬剤師、スポーツファーマシストが在籍しているので、相談をしながら購入をして下さい。ドラッグストア、薬店には薬剤師が不在の場合がありますので、「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」を持参し、使用可能な医薬品や商品名を間違えないように、番線の注意を払って購入して下さい。下記の成分は市販薬に含まれる禁止物質で引っかかり易い一例ですが、市販薬の禁止物質はこれだけではありません。

- ・かぜ薬、咳止め：メチルエフェドリン、ブソイドエフェドリン、麻黄(全て競技会の時には使用禁止)
- ・胃腸薬：ストリキニーネ、ホミカ(全て競技会の時には使用禁止)
- ・育毛薬：メチルテストステロン、プロピオン酸テストステロン(常時、全て使用禁止)
- ・生薬、漢方薬：海狗腎、麝香、鹿茸(常時、全て使用禁止)※
- ・糖質コルチコイド：局所投与を含む全ての注射経路(全て競技会の時には禁止)※※  
※生薬や漢方薬は、明らかな禁止物質が含まれていない場合でも、意図しない成分が混入している可能性があるため、他の治療薬を検討された方が良いでしょう。  
※※経口の場合も禁止ですが、全ての糖質コルチコイドのウオッシュアウト期間は3日ただしトリアムシノロンアセトニドは10日と改訂されました。

## 4. 使用する医薬品の検索、問い合わせについて

「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」の掲載場所は、日本薬剤師会のURLは、  
「<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/anti-doping/about.html>」。  
「Global DRO」(<https://www.globaldro.com/JP/search>)

どちらも検索する手段としては有効ですが、万能ではありません。不明な点がある場合は必ず、都道府県の薬剤師会、スポーツファーマシスト又はJPAホームページの「問い合わせフォーム」にお問い合わせ下さい。

# 世界アンチ・ドーピング規程改定に伴う 18歳未満競技者親権者からの同意書の取得について

1. 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会です。
2. 本競技会参加者（18歳未満の競技者を含む。以下同じ）は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなします。18歳未満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなします。
3. 本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯して下さい。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>)からダウンロードできます。(※次ページにも掲載しています。)18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出して下さい。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出て下さい。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出して下さい。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切影響がないものとします。
4. 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性があります。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意して下さい。
5. 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意して下さい。
6. 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<https://www.playtruejapan.org/>)にて確認して下さい。

公益財団法人  
日本アンチ・ドーピング機構 御中

## 18歳未満競技者親権者 同意書



私、【親権者氏名】(ふりがな ) は、【18歳未満の競技者】(ふりがな ) (以下「甲」)の親権者として、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」)に加盟している競技団体に登録するすべての競技者(甲を含む)に、世界アンチ・ドーピング規程、同国際基準、及び日本アンチ・ドーピング規程(以下「規程等」といいます。)が適用されることを理解します。

更に、ドーピング検査や検体分析、結果管理その他の規程等において定められる一連の手続(以下「ドーピング・コントロール手続」といいます。)の内容を理解し、甲に当該内容を理解させます。

また、甲がドーピング検査の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドーピング・コントロール手続に服することに対して異議を申し述べません。また、規程等が随時更新されることも理解します。

本同意は、甲が満18歳となるまで有効とし、本人が18歳になるまでの間に親権者が私以外にかわった場合には遅滞なく私から貴団体に通知し、新たな親権者から同意を得ることを誓約します。

また、私は、過去の情報を含む、甲に関するすべての情報(個人情報を含む)並びに本同意書が、検査やインテリジェンス活動等のアンチ・ドーピング活動に必要な範囲で、世界アンチ・ドーピング機構、国内外の競技連盟、主要総合大会組織、独立行政法人日本スポーツ振興センター等に提供されることに同意します。

年 月 日

【親権者】	【競技者】(甲)
住 所： _____	競 技 名： _____
自 署： _____	住 所： _____
_____	自 署： _____
上記内容について了解いたしました。	生年月日： 年 月 日